

# 世界をまたぐインターネット

グローバルな法秩序は必要か？

アレクサンダー・ロスナゲル

米 丸 恒 治(訳)

インターネットにおいては、国境なく商取引および法的取引が行われる。それぞれ固有の法秩序を持つ百以上の国家が、インターネットに接続している。それゆえ、世界をまたぐ商取引および法的取引がそれほど多くの法秩序とうまくやっていけるのかどうか、あるいはインターネットがグローバルな法秩序を必要としているのかどうかという問題が浮上する。この問題に含まれている部分的な問題に分解することによって、この問題に、以下で解答をあたえんと試みることになる。まず、われわれがインターネットにおける規律をおよそ必要としているのかどうか( )、そして次にそのために特殊な秩序が必要であるかどうか( )が考察される。さらに、これらの秩序が民主的に選出された立法者による法秩序として樹立されなければならないのか、あるいはそうではなく、よりよく自己規制の形式にまたは技術的解決策にみいだされるべきであろうか、が問われる( )。最後に、我々はグローバルな法秩序を必要とするのか、そしてこれがどのように達成されることのできるのかの問いに答えよう( )。

## 導 入

我々がインターネットのためにグローバルな法秩序を必要とするかどうかの問題は、ただちに逆の問題をあらわす。すなわち、この問題はまだなお現実的な問題なのか。それはこの間、インターネットの法的問題に対する多様な立法によって克服されていないのか。情報社会化した多くの国々のように、ヨーロッパおよびドイツは、この間、一方で、電子商取引指令<sup>1)</sup>、署名指令<sup>2)</sup>、通信販売指令<sup>3)</sup>およびデータ保護指令<sup>4)</sup>において、他方で、通信販売法<sup>5)</sup>、電子商取引法<sup>6)</sup>、署名法<sup>7)</sup>、私法上の

形式規定適合化法<sup>8)</sup>およびメディアサービス州際条約<sup>9)</sup>において、極めて重要な諸問題を規制してきた。もちろん、これらや類似の規制は、世界の一部分においてのみ妥当するのであり、その他の諸国は別の規制を有したりあるいは規制を有しない国もある。それらはすべての規制問題を把握しているものでもないし、また根本的な批判にさらされている。それゆえ、最近の法の展開にもかかわらず、現行の規制が 近接化へ向けてまたは統一へ向けて、特殊化へまたは一般化へ向けて 継続的に発展させられるべきなのか、またはそれがより多くの自主規制のために後退的に展開すべきなのかを考察することが役にたつように思われる。

### インターネットにおける規制を必要とするか？

インターネットがおよそ一般的でかつ拘束的な規制を必要とするかどうかという第一の部分問題は、大部分明らかになっているように思われる。インターネットにおいては、物体のない社会空間が形成されてきたが、そこでは、物的な世界で可能なほとんどすべての活動が物体を伴わない方法で実現されている<sup>10)</sup>。その中では、社会的な接触、経済的交換および法的な取引が行われており、諸利益が追求され、紛争が解決されそして力が行使されている。そこでは、差別、搾取、性的倒錯および犯罪のような社会的な共同生活の多くの既知の問題にも遭遇するのである。

インターネットにおいても、新たな社会空間を秩序づける一般的拘束的な規制は必要である。この秩序は、自然発生的な自主組織や市場でのできごとに委ねることはできない。これらつまり、安全、青少年保護、データ保護、消費者保護、著作権保護または情報アクセスのような個人利益のための何らの保護も保障しないし、多様性保護、競争確保、民族の相互理解、刑事訴追、公共および国家的安全または租税の徴収のような一般利益を実現することもできない。インターネットにおいては、もはや利害のない通信や単なる個人的な契約関係が問題なのではなく、結局、私的および公的な法的取引のあらゆる形式が問題なのである。

しかしそこでこれが広範に現実となっても、すべての者がバーチャルにしか遭遇しない世界における信頼性と法的安定性を可能とする規律が必要である<sup>11)</sup>。電子商取引と電子政府は、一般的拘束的な規律が 積極的には セキュリティと信頼性を担保し、 消極的には 非物質的な世界における行為のための現行の法秩

序における法的障害を除去するとき、はじめて存在するであろう<sup>12)</sup>。

## インターネットのための固有の法秩序を必要とするか。

インターネットが秩序を必要とするのであれば、次に第二の部分問題が現れる。すなわち、特殊にインターネットに妥当する固有の秩序でなければならないのか、である。まず考えてみれば、インターネットにおいては物的世界におけると比較しうる紛争が生じ、そしてそこ同様の利益が保護されなければならないのであるから、この固有の法秩序は必要ではないように思われる。

もちろん、物的基礎を欠く社会空間としてのインターネットの特性が考慮されなければならない。ここでは、物的世界におけるとはだいぶ異なる条件が妥当している：

- 情報は、物質的な媒体に化体されてはいない。そのために情報は歴史を有しない。それはいつでも痕跡を残さず変更されることができる。それゆえその情報が信頼できかつ証明に耐えるものたるべきであるとすれば、包括的な技術的かつ法的措置が必要である<sup>13)</sup>。
- 物に化体されていない情報は、もはや原本と写しの違いがない。インターネットにおけるすべてのコンテンツは、一回きりの精神的および芸術的な創造物についても品質低下なしに任意に複写を作成しそして迅速にかつ広く普及することができる。このことは、著作権法の問題をもたらすばかりでなく<sup>14)</sup>、これまで原本と写しの違いが重要であったすべての分野または証書、有価証券および類似の権利証明書のように唯一原本（Unikat）を前提としている分野においても問題をもたらすのである<sup>15)</sup>。
- インターネットにおいては、人はバーチャルにのみ出会う。このことは、別のアイデンティティを名乗りそして新たな行動様式を試すことを可能とするが、しかしまた責任を確保することを困難にもする<sup>16)</sup>。誰と対応しているのかについて不確実性があるために、意思表示のアイデンティティ<sup>17)</sup>、資格<sup>18)</sup>および権原<sup>19)</sup>または本人性<sup>20)</sup>を証明する固有の形式を必要としている。
- インターネットを通じて伝達されるすべての情報は、すべてのその参加者にとっては閲覧可能である。つまりその秘密保護は、葉書のそれに対応している。

これらの情報のための封筒は、暗号によって人工的に確立されなければならない<sup>21)</sup>。

- 物に体化されない情報は、場所に縛られない。それにとって国境もないし、国境のコントロールもない。それらは、主権の領域にも縛られない。それに対し、法的な命令の実現可能性および執行可能性は国境にぶつかる。ある領域で情報を禁止すれば、その他の多くの領域ではそれがミラー化される。世界中のどこかに法的なオアシスがあるかぎり、違法な情報を弾圧しその普及者の責任を問うことは困難である<sup>22)</sup>。
- インターネットにおいては、時間は何らの役割も果たさない。どの情報も、いつでもどこにでも瞬時に伝達することができる。人に追体験しそして考慮することを可能とするために たとえば消費者保護のためにだが 法が時を与えようとすれば、この緩慢性は、その過程に人工的に組み込まなければならない<sup>23)</sup>。
- 物に体化されていないことは、何らの痕跡もないことを意味しない。逆に、あらゆる行動は収集されかつある人に帰属させることのできる情報の処理を前提としているのであるから、物の世界よりも多くの痕跡が残る<sup>24)</sup>。たとえば、電子的なショッピングの際には、ショップにおけるあらゆる段階やショーウィンドウをのぞくことが記録されそして関心のプロファイルにまとめられることができる。それぞれ関心を持つシェーマにしたがって、プロファイルはある人に直接帰属させられうるか、または たとえばある注文によって その関心を持つシェーマが認識させられるときのみそうなる<sup>25)</sup>。
- 個人関連データは、あるメディアから別のメディアに容易に移転されることができる。あるインタヴューは、テキストとして、テキストは発言として現れうる。画像の記録および音声の記録は容易にかつ随意に加工することができる。シミュレーションは、人工的な現実を想像しかつ人をその現実の中に付け加えることを可能にする。見せかけと現実の境界は、ネットの中ではぼやけてくる<sup>26)</sup>。
- 情報は、将来的には圧倒的にあるいはもっぱらインターネットの中で提供されることになるのではなからうか。そうなればなるほど、情報アクセスは重要になる。物理的な場所はインターネットの中では意味を失う一方で、そこにアク

セスできる地域とアクセスできない地域の違いが重要になる<sup>27)</sup>。

これらの独自性が何等かの役割を果たすかぎり、物的な世界についての古い法的原則は十分ではない。それは有効な保護も十分な法的確実性も提供しないし、新たな展開に何らの枠組も提供せず、場所、時間または物としての性格（たとえば、紙および署名）への拘束が多くのインターネットアプリケーションを妨げるのである。それゆえ特殊な原則が少なくとも3つの理由から不可欠である。つまり、第一に、それは有効な保護と十分な法的確実性を提供しなければならない。たとえば、青少年保護、消費者保護およびデータ保護ならびに刑事手続、証拠手続および行政手続において。第二に、それはたとえば公開キー基盤（PKI）のような新たなインフラストラクチャーに予め枠組を設定しなければならないし、第三に、たとえば、意思表示法、行政手続法および裁判法にインターネットにおける行為を適合化させるために、インターネットアプリケーションを解放するためにそれが不可欠である。

なるほどこのためには固有の法秩序が不可欠であるわけではない。その不可欠な問題適合的な規律が固有の法律の中にもうけられるかあるいは現行のものに統合されるかは、法体系および法文化の問題である<sup>28)</sup>。だがインターネットにおいては独自の問題と規律をとともう電子的な法的取引が確立されることを見ておかなければならないのである。

## インターネットにおける法秩序を必要とするか？

さて第三に、これらの諸原則が民主的に定立される法によってなされなければならないかどうかが問われなければならない。その代替策としては、規制の名宛人による自己規制<sup>29)</sup>と技術に統合された規制<sup>30)</sup>が主張されている。

### 1 自己規制および自己コントロール

自己規制および自己コントロールは、問題適合的で、迅速、柔軟、世界的かつ受容された規制に関しては、特別のメリットを約束する<sup>31)</sup>。それらがこれら約束を実際に満たすことができるかぎり、それらは利用されるべきであろう。このことは、オープンなネットワークに関してよりもクローズドなグループの中で、そして別の問題に関してよりも前述の若干の規制問題に関して実現可能であろう<sup>32)</sup>。インター

ネット取引の個別の問題についての世界的な自己規制の嚆矢として、グローバル・ビジネス・ダイアログ(Global Business Dialogue)<sup>33)</sup>があげられる。

しかしながら自己規制と自己コントロールは、インターネットにおける規制の万能の原理としては適さない。とりわけ次の諸理由がこれに反対する。

- 自己規制においては、たいていは経済的に最強の利益が貫徹し、競争者、消費者、下請業者、関係外の第三者または将来の世代に負担が課されることになる。個人利益および少数者の利益は不利益を被る<sup>34)</sup>。自己規制によって生じる規制は民主的な正当性を欠いているだけでなく、たいていは利益代表性も不足している<sup>35)</sup>。
- それは、一般的に妥当するのではなく、その下に服している者に対してのみ妥当する。アメリカ合衆国においては、インターネット企業の最大40パーセントがそのような「行動規約(Codes of Conduct)」に加わっていると算出されている<sup>36)</sup>。残りの60パーセント以上については、それはなんの関係もない<sup>37)</sup>。しかし多くの問題に関しては、すべての参加者およびすべての場合を把握する法秩序が必要である。またインターネットにおいては、取引のみならず、公共的な事務の遂行や国家的な手続の実施も問題となる<sup>38)</sup>。権利保証の手続もまた法的に規制されていなければならない。特定の意思表示または証拠手段に関して特定の形式または担保メカニズムが定められていなければならない、それによりそのつどの決定者がそれを信頼することができるときは、このことは特に当てはまるのである<sup>39)</sup>。
- 規制委員会がなんら有効なコントロールメカニズムおよび強制メカニズムを有していないのであるから、自ら設定された原則は、逸脱者<sup>40)</sup>に対しては実現されることはできない<sup>41)</sup>。紛争事案においては、それは保護されるべき利益の有効な保護を提供することはできない。
- また、さまざまな自己規制体制は、たとえばアメリカのばらばらなマーク制度が示すように 法的統一ではなくて法の細分化をもたらしうる<sup>42)</sup>。

結果として、オープンなインターネットの規制に関しては、次のようなことになる。法的な規制は不可避である。それによってのみ不可欠な一般拘束的な秩序と必要な法的保護が保障される。その場合、内容的に甘受可能でかつ事実上有効であるところでは自己規制の利点が利用されるべきではなからうか。このことは、通例、

法が自己規制に目標を設定しそしてそれを具体化することを自己規制に委ねる形式でのみ可能であろう。また法は自己規制に行動規約の策定のための公正な手続を保障する枠組を定め、そして行動規約の実現を支援しなければならない。このためには、行動規約の法的に安定しかつ可及的に広範な妥当性と適用を配慮するメカニズムが必要である<sup>43)</sup>。

## 2 技術による規制

技術およびインフラストラクチャーの形成による規制の実現は、その際に正当化された法的目標がオープンに追求されるときは、歓迎すべきである。かかる技術により法的保護が強化されることができる<sup>44)</sup>。そこで、たとえば、W3CのP3Pのデータ保護規格が「告知と選択（Notice and Choice）」というデータ保護法上の最低規制を具体化しているように、技術的なコードが世界的に承認された最低規制を支援するときは、極めて役立つのである<sup>45)</sup>。だが、たとえばマイクロソフトのプログラムによって定められるグローバルユニーク識別子（Globally Unique Identifiers；GUID）や文書の履歴のように、特定利益が気づかれることなくかつ不当な技術構造が組み込まれるような技術的解決策は、法的に阻止されなければならない。技術の投入のみではかくして二律背反である。それゆえ法的原則が技術的構成に先行しなければならない、というのはそうしてのみ正当な技術的特性と不正なそれが確定されることができるからである。この法的原則は、技術発展および技術構成に対し民主的に正当化された目標を定めなければならない<sup>46)</sup>。

## インターネットに関するグローバルな法秩序を必要とするか？

かくしてインターネットに関する法秩序が必要であるとすれば、これがグローバルなものではなければならないかという最後の部分問題が出てくる。このことは一見明白なように思われる。つまり、グローバルなインターネットは、電子的経済取引および法取引に関して、可及的に統一的な規制がされるべき統一的な「サイバースペース」を生み出している。供給者にとっても、消費者にとっても、場合によって百以上の法秩序を尊重しなければならないということは甘受し得ないことである<sup>47)</sup>。

それゆえグローバルな規制に関しては、必要性が高い。しかしそれは、規制の必

要性と規制内容についてのグローバルな合意を前提としている。しかし、この合意には、われわれは至っていない。また統一的な法秩序のための内容的な基礎も欠いているし、また単純にアメリカ合衆国の法が世界的に適用されるべきでもない<sup>48)</sup>。

グローバルな規制は、はじめにありきではなく、法的発展の結果である。それまでは、インターネット立法は国家の権限であって、それが規制システムと文化的多様性との競合関係の中におかれている<sup>49)</sup>。個別国家は、たとえばデータ保護法または署名法におけるドイツのように自らの規制により先行することができるものでなければならない。他国は、この先例に従うかまたはそれを拒否するであろう。この発展とオプションの限定が、適切な問題解決についてのグローバルな意思形成を促進するのである<sup>50)</sup>。だが、重要な文化的および法的な相違が存するかぎり、これらを考慮しない統一というものは望ましくないのである。

このことは、相互の法の適合化を行うことを排除するものではない。むしろこのことは、世界的な電子的法取引にとっては、不可欠な前提ですらある。法観念のグローバルな近接化は、一方でUNCTAD、UNCITRAL<sup>51)</sup>、OECD、あるいはWTOのような国際組織によって、他方でグローバル・ビジネス・ダイアログのような私的国際団体によって、たとえばモデル規制を策定することによって、支援されることができる<sup>52)</sup>。もちろんそれぞれの規制分野において世界的な協調が同様に緊急であるというわけではない。若干の例をあげよう。

- たとえば、インターネットにおける法的に拘束的な行動についての法的確実性に関しては、高度の統一化が求められる。インターネットにおいて意思表示が許容されるかどうか、形式適合的かつ証拠として適切かどうかについては、ばらばらな規制ではグローバルな電子商取引が排除されまたは極めて制限されるから、できるかぎり同形式で規制されるべきではなからうか。
- 法の実現に関しては、国家間のさらに高度な協力が求められる。インターネットのグローバル性および情報の非物質性は、この社会空間における領域国家のかなりの力の喪失を条件づける。このことに対しては、それら国家が法の実現において相互に支援することによってのみ、一定程度対抗することができる。
- それに対し、実質的な保護基準にかんしては、法秩序の完全な適合化は必ずしも必要であるというわけではないようである。消費者保護およびデータ保



護の分野に関しては、当該EU指令に関して選ばれたような、協働の形式が選択されるのではなからうか。ここでは、個別の法秩序においては引き上げられることが可能な統一的な最低水準を了承することで十分でありえよう。この規制形式は、規制構想および規制形式の実験のために、そして規制の選択肢と水準の競争のために利用されることができる。それは、インターネット法の継続的發展を可能にし、それを学習能力あるものに保つ<sup>53)</sup>。

- 国際法的な保障は、インターネットおよび情報へのアクセスについての原則規制として必要である。インターネットは、将来的に決定的な情報源であろう。国際的な競争秩序の枠内で、かつ発展途上の国民経済の機会均等の保障のために、適切な商業的条件での自由な情報の流れが独占または寡占によって妨げられないことが確保されなければならない<sup>54)</sup>。
- 逆に、ソフトウェア攻撃によって情報社会のもろさを利用するような、損害をもたらす情報は、防御されなければならない<sup>55)</sup>。国家の責任を動員するために、サイバースペースは、宇宙空間または航空交通に対応して国際的に保護される領域として宣言されるべきではなからうか<sup>56)</sup>。だが、サイバー犯罪国際条約<sup>57)</sup>およびまだないがサイバー戦争国際条約<sup>58)</sup>は、情報社会がその自由で基本権を保護しかつ制限しない社会としてのその性格を失うようなことにはならない<sup>59)</sup>。

## 相対的な結論

すべての法的改善および適合化にも関わらず、インターネットにおいては国家およびその法秩序は多くの場合においてもはやその保護任務を遂行することができない。特定の個別利益および一般利益のためのその遂行責任は、保障責任に縮減されなければならない、それらに過大な要求がされてはならない。しかしそれらがその市民の保護をもちや自ら保障できないのであれば、市民は、自ら自己防衛ができることを求める<sup>60)</sup>。これは、インターネットのような技術的な環境の中では、技術的な手段によってのみ可能である。たとえば情報自己決定のような法的目標は、グローバルなネットの中では、国家は、それがその市民に世界的に有効な技術的補助手段の利用を可能とするときにのみ、それを保障することができるであろう<sup>61)</sup>。

\* ロスナゲル教授は、カッセル総合大学公法学教授、憲法適合的技術構成プロジェクトグループ代表であり、ザールブリュッケン(ドイツ西部)にあるヨーロッパメディア法研究所(EMR)学術担当理事である。この論稿は、2001年11月15日16日にベルリンで行われた「グローバル化とコミュニケーション」第6回外務省グローバル化問題フォーラムのための講演「インターネットのためにグローバルな法秩序を必要とするか？」に加筆したものである。講演の形式は維持している。

- 1) Richtlinie 2000/31/EG des Europäischen Parlaments und des Rats vom 8. Juni 2000 über bestimmte rechtliche Aspekte der Dienste der Informationsgesellschaft, insbesondere des elektronischen Geschäftsverkehrs, im Binnenmarkt (Richtlinie über den elektronischen Geschäftsverkehr), ABl. EG Nr. L 178 v. 17. 7. 2000, S. 1.
- 2) Richtlinie 1999/93/EG des Europäischen Parlaments und des Rats vom 13. 12. 1999 über gemeinschaftliche Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen, ABl. EG L 13 vom 19. 1. 2000, S. 12.
- 3) Richtlinie 97/7/EG des Europäischen Parlaments und des Rats vom 20. 5. 1997 über den Verbraucherschutz bei Vertragsabschlüssen im Fernabsatz, ABl. EG L 144 vom 4. 6. 1997, S. 19.
- 4) Richtlinie 95/46/EG des Europäischen Parlaments und des Rats vom 24. 10. 1995 zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten und zum freien Datenverkehr, ABl. EG L 281 vom 23. 11. 1995, S. 31, und Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über die Verarbeitung personenbezogener Daten und den Schutz der Privatsphäre im Bereich der Telekommunikation vom 15. 12. 1997, ABl. EG L 24 vom 30. 1. 1998, S. 1.
- 5) Fernabsatzgesetz vom 27. 6. 2000, BGBl. I, S. 897, jetzt ins BGB übernommen durch das Schuldrechtsmodernisierungsgesetz v. 26. 11. 2001, BGBl. I, S. 3/38.
- 6) Gesetz für den elektronischen Geschäftsverkehr v. 14. 12. 2000, BGBl. I, S. 3721 ff.
- 7) Signaturgesetz v. 16. 5. 2001, BGBl. I, S. 876; Signaturverordnung v. 16. 11. 2001, BGBl. I, S. 3074.
- 8) Gesetz zur Anpassung der Formvorschriften des Privatrechts an den modernen Rechtsgeschäftsverkehr v. 13. 7. 2001, BGBl. I, S. 1542.
- 9) Mediendienste-Staatsvertrag v. 20. 1/12. 2. 1997, **たとえば** GVBl. Baden-Württemberg, S. 181. **をみよ。**
- 10) **詳細は**, Roßnagel, ZRP 1997, 26 ff. **をみよ。**
- 11) **たとえば** Fuhrmann, Vertrauen im Electronic Commerce, 2001 **をみよ。**
- 12) **詳細は**, Roßnagel, Einführung in das Multimedia-Recht, in: Engel-Flechsigt/Roßnagel (Hrsg.), Multimedia-Recht, 1998, S. 1; Hoeren, NJW 1998, S. 2849; Spindler, Sicherheit im E-Commerce = Rechtssicherheit, in: Müller/Reichenbach (Hrsg.), Sicherheitskonzepte für das Internet, 2001, S. 161.
- 13) **このために電子署名が必要である。** Roßnagel, Recht der Multimedia-Dienste, Kommentar zum IuKDG und MDStV, S. 199ff., Einleitung SigG, Rdnr. 7 ff. **をみよ。**

- 14) たとえば, Dreier, Urheberrecht und Schutz der freien Kommunikation, in: Roßnagel (Hrsg.), Allianz von Medienrecht und Informationstechnik?, 2001, S. 113; Hoeren, GRUR 1997, 866; Mönkemöller, GRUR 2000, 663 をみよ。
- 15) たとえば, Roßnagel, Der vertrauenswürdige Dritte. Voraussetzungen der Rechtssicherheit in öffentlichen Netzen, in: Hassemer/Möller (Hrsg.), 25 Jahre Datenschutz. Bestandsaufnahme und Perspektiven, 1996, S. 57 ff.; provet/GMD, Die Simulationsstudie Rechtspflege, 1994, S. 108 ff. をみよ。
- 16) データ保護を最もよく実現するものとしての匿名性については, Bizer, Anonymität-Ein Rechtsprinzip der elektronischen Individualkommunikation, in: Sokol (Hrsg.), Datenschutz und Anonymität, 2000, S. 59; Federrath/Pfützmann, DuD 1998, 623; Roessler, DuD 1998, 619 を, しかしまだ Caronni, DuD 1998, 633 も, みよ。
- 17) 仮名 (Pseudonyme) が用いられることと本人特定 (Identitätenmanagement) が可能になることは背反しない。Roßnagel/Scholz, MMR 2000, 721; Borking, DuD 1996, 654; Schneider/Pordes, DuD 1998, 645 をみよ。
- 18) たとえば, 堅牢性 (Seriosität) または信用性 (Bonität)。
- 19) 証明証 (Zertifikate) は, あらゆる形式の権限 (Berechtigungen) を証明することができる。それはしかも, 機能的には, 商業登記簿またはその他の公的登録簿にもとづく情報に代替することができる。かかる適格証明証については, provet/GMD (o. Fußn. 15), S. 206 ff.; Roßnagel (o. Fußn. 13), § 7 SigG Rn. 50 ff. をみよ。
- 20) 電子署名のこの機能については, provet/GMD (o. Fußn. 15), S. 54 ff., 104 ff.; Roßnagel, Die Infrastruktur sicherer und verbindlicher Telekooperation, Friedrich Ebert Stiftung, 1996 をみよ。
- 21) 秘密性 (Vertraulichkeit), 暗号, ステガノグラフィー (Steganographie [訳注: 情報非可視化技術, 電子迷彩技術]) については, たとえば Schneier, Angewandte Kryptographie, Bonn, 1996; Huhn/Pfützmann, DuD 1996, 23 をみよ。
- 22) Engel, AfP 1996, 220; Roßnagel, ZRP 1997, 26; Köhntopp/Köhntopp/Seeger, DuD 1997, 626。
- 23) Hoeren, NJW 1998, 2849。
- 24) この点については, たとえば Köhntopp/Köhntopp, CR 2000, 248; Hillenbrand-Beck/Gress, DuD 2001, 389; Buxel, DuD 2001, 579 をみよ。
- 25) DASIT 研究プロジェクトは, そこで開発されたプロトタイプをつかって, このことを回避せんと試みるものである。この点については, Roßnagel (Hrsg.), Electronic Commerce durch Datenschutz, 2002, iE.; Enzmann, DuD 2000, 535 をみよ。〔訳注: DASIT プロジェクトについては, アレクサンダー・ロスナゲル「データ保護の新たな構想 インターネットの挑戦」立命270号186頁以下(2000年), 198頁も参照。〕
- 26) この点については, Roßnagel, Neue Technologien - Alte Verfassung?, in: von Vietinghoff/May (Hrsg.), Zeitenwende-Wendezeiten. Auf dem Weg ins 21. Jahrhundert, 1998, 35 ff. をみよ。
- 27) この点については, たとえば Grewlich, Konstitutionalisierung des „Cyberspace“, 2001, S.

49f. をみよ。

- 28) たとえば、もともとは固有の法律として公布されその後債務法現代化法（Schuldrechtsmodernisierungsgesetz）により民法典に統合された通信販売法（FernAbsG）の例をみよ。
- 29) たとえば、Mankowski, AfP 1999, 138f. の指摘をみよ。
- 30) この点についてたとえば、Reidenberg, Lex Informatica: The Formulation of Information Policy Rules Through Technology. Texas Law Review 76 (1998), 553 をみよ。Lessig, Code and Other Laws of Cyberspace, 1999 もみよ。
- 31) た と え ば、Roßnagel/Pfitzmann/Garstka, Modernisierung des Datenschutzrechts, Gutachten für das Bundesinnenministerium, 2001, S. 153 ff., www.bmi.bund.de.2001; Ukrow, Die Selbstkontrolle im Medienbereich in Europa, 2000, S. 12 ff.; Mankowski, AfP 1999, 139f. におけるデータ保護に関する自己規制の利点についての叙述をみよ。
- 32) この点については、Spindler (o. Fußn. 12), S. 165 ff. もみよ。
- 33) www.gbd.org をみよ。データ保護については、Online Privacy Alliance (www.privacyalliance.org) もみよ。
- 34) 詳細は、Ukrow (o. Fußn. 31), S. 16 ff.
- 35) Roßnagel/Pfitzmann/Garstka (o. Fußn. 31), S. 158f.; Roßnagel, Regulierung und Selbstregulierung im Datenschutz, in: Kubicek u.a. (Hrsg.), Global @ Home, JB Telekommunikation und Gesellschaft 2000, S. 385; Mankowski, AfP 1999, 140 をみよ。
- 36) ウェスティン（Westin）の情報では、データ保護の行動規約についてそのように述べている。Grimm/Roßnagel, DuD 2000, 446 をみよ。
- 37) この点については、Federal Trade Commission, Fair Information Practices in the Electronic Marketplace, 2000, www.ftc.gov/reports/privacy2000 もみよ。
- 38) これらの点は、自己規制によっては代替され得ない。Perrit, MMR-Beilage 7/2000, 1 もみよ。
- 39) たとえば電子署名についての規制をみよ。この規制問題については、たとえば Roßnagel, NJW 1998, 3312; ders., NJW 2001, 1817 をみよ。
- 40) その遵守の程度については、FTC (o. Fußn. 37) の落胆させるような報告をみよ。
- 41) もっとも厳しい制裁としての、自己規制団体からの排除のみでは、通常、なら十分な強制手段ではない。預託した保証金の没収のようなさらに経済的な制裁により威嚇されるのであれば、別である。たとえば、Spindler (o. Fußn. 12), S. 167 をみよ。
- 42) アメリカ合衆国におけるデータ保護については、Roßnagel (o. Fußn. 35), S. 385 を、日本におけるそれについては、Roßnagel, DuD 2001, 154 をみよ。
- 43) 例として、Roßnagel/Pfitzmann/Garstka (o. Fußn. 31), S. 154 ff. をみよ。
- 44) 一般的には、Roßnagel, Rechtswissenschaftliche Technikfolgenforschung, 1993 をみよ。
- 45) P3P については、たとえば、www.w3.org/p3p; Cranor, DuD 2000, 479; Cavoukian/Gurski/Mulligan/ Schwartz, DuD 2000, 475; Grimm/Roßnagel, Weltweiter Datenschutzstandard?, in: Kubicek u.a. (Hrsg.), Global@Home, JB Telekommunikation und Gesellschaft 2000, S. 293; Wenning/Köhntopp, DuD 2001, 139; Gress, DuD 2001, 144; Köhntopp, Datenschutz und „Privacy Enhancing Technologies“, Datenschutz technisch sichern, in:

## 世界をまたぐインターネット（米丸）

- Roßnagel (Hrsg.), Allianz von Medienrecht und Informationstechnik? 2001, S. 55; Nedden, Datenschutz und „Privacy Enhancing Technologies“, Risiken und Chancen für das Datenschutzrecht, ebenda, S. 67 をみよ。
- 46) たとえば, Roßnagel, Allianz von Medienrecht und Informationstechnik-Hoffnungen und Herausforderungen, in: ders. (Hrsg.), Allianz von Medienrecht und Informationstechnik? 2001, S. 17 ff. をみよ。
- 47) 法適用と法執行のリスクは, 不確定性と甘受し得ないほど高い取引費用を生ぜしめる。Spindler (o. Fußn. 12), S. 175f. をみよ。だがしかし, 単純に本拠地国原理を適用するのでは不十分である。批判的なものとして, たとえば Maennel, MMR 1999, 189; Hoeren, MMR 1999, 194f.; Mankowski, CR 2001, 630 をみよ。
- 48) Mankowski, AfP 1999, 140 はこうした懸念を抱いている。
- 49) この点については, Grewlich (o. Fußn. 27), S. 42 ff. もみよ。
- 50) Roßnagel, Auf dem Weg zu einem europäischen Multimediarecht, in: Kloepfer (Hrsg.), Kommunikation-Technik-Recht, 2002, i. E. をみよ。
- 51) UNCITRAL による世界的な署名規制の勧告については, たとえば, Blum, K & R 2000, 63 をみよ。
- 52) この点については, たとえば Mayer, NJW 1996, 1791 もみよ。
- 53) Roßnagel (o. Fußn. 50) をみよ。
- 54) この点については, Grewlich (o. Fußn. 27), S. 49 もみよ。
- 55) この点について詳細には, Roßnagel/Wedde/Hammer/Pordesch, Die Verletzlichkeit der Informationsgesellschaft, 2. Aufl. 1990; Pordesch/Roßnagel, Untersuchungen zur Verletzlichkeit einer vernetzten Gesellschaft, in: Werle/Lang (Hrsg.), Modell Internet? Entwicklungsperspektiven neuer Kommunikationsnetze, 1997, S. 187 ff. をみよ。
- 56) たとえば, Stein/Marauhn, ZaöRV 2001, 13 をみよ。
- 57) サイバー犯罪条約については, たとえば, Krader, DuD 2001, 244; Kugelmann, DuD 2001, 215。
- 58) 詳細には, Geiger (Hrsg.), Sicherheit in der Informationsgesellschaft. Gefährdung und Schutz informationsabhängiger Infrastrukturen, 2000; Pordesch/Roßnagel, Informationstechnische Vernetzung und Verteidigungsfähigkeit, Sicherheit und Frieden 4/1989, 220 ff.; Roßnagel, Wirtschaftsfaktor Sicherheit, NfD-Information 1/2001, 23 ff.
- 59) Roßnagel, Freiheit im Cyberspace, Informatik-Spektrum 2/2002, i. E.
- 60) 詳細には, Roßnagel, ZRP 1997, 26 ff.
- 61) たとえば, Roßnagel/Pfitzmann/Garstka (o. Fußn. 31), S. 40 ff, 148 ff. をみよ。

### 〔訳者後記〕

本稿は, ドイツにおいて技術法, 情報法, データ保護法およびサイバー法の分野で, 特に憲法, 行政法的な観点から積極的な研究活動や政策提言を続けておられるアレクサンダー・ロスナゲル教授(カッセル総合大学教授)が, 2002年4月2日に立命館大学で行われたサイバー法研究会での講演を翻訳したものである。訳出にあたっては, その資料的価値に鑑みて,

講演のもととなった月刊誌『マルチメディアと法』に掲載の論文 (Alexander Roßnagel, Weltweites Internet-globale Rechtsordnung?, MMR 2002, S. 67 ff.) をその脚注とともに訳出することとした。この掲載にあたっては、ロスナゲル教授を通じて同誌編集部の手許を得ることができた。ここに謝意を表しておきたい。また、講演は、2002年度の科学研究費補助金の交付を受けて行われている研究プロジェクトの一環としても位置づけられていることを付記しておく。

米丸恒治